

浜田市総合振興計画審議会委員の任期延長について

1 現委員の任期

浜田市総合振興計画審議会条例 第3条に基づき、現委員の任期について令和7年3月31日までとしています。

2 任期延長

第2次浜田市総合振興計画後期基本計画等の延長に伴い1年間の任期延長をお願いします。

【延長前】 委嘱日 から 令和7年3月31日まで

【延長後】 委嘱日 から 令和8年3月31日まで（1年間延長）

3 任期延長の理由

第2次浜田市総合振興計画後期基本計画等の最終年度を延長するにあたり、最終年度の目標管理・審議を同様の委員・視点で実施していただくことが適当であると考えするため。

4 委嘱状の交付

令和7年度第1回浜田市総合振興計画審議会時に交付予定です。

5 その他

任期を延長することに対して不都合がある場合は、3月31日までに、事務局までお知らせください。

（各組織からのいわゆるあて職として選出されており、年度等により選出者が変更となる場合も随時お知らせください。）

【参考】

浜田市総合振興計画審議会条例（抜粋）

（目的及び設置）

第1条 浜田市の総合振興計画に関し必要な調査審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜田市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任期）

第3条 委員の任期は、総合振興計画に関する調査審議に要する間とする。